

4月からスタート

子ども・子育て支援新制度

入場整理券は4月3日(金)から封書で郵送します

投票所の入場整理券は、選挙期日の告示日(4月3日(金))以降、封書で郵送します。1通の封書に同世帯の有権者全員分を同封しますので、投票の際は本人の入場整理券をお持ちください。投票所の場所は、入場整理券に記載されている略図でご確認ください。届かないときや紛失した場合は、当日、投票所の係員に伝えてください。その場で再発行します。

り込んで配布します。市役所、支所・連絡所、公民館、図書館、ふれあいプラザ、市内各駅などにも置きますので、ご利用ください。※新聞未購読の世帯で配布を希望する人は、市選挙管理委員会に住所、世帯主をご連絡ください。既に登録している人は連絡不要です

使用が制限される公共施設

次の施設は、選挙のため4月11日(土)午後と12日(日)全日、使用が制限されます。▶八千代台文化センター、八千代台公民館、睦公民館(11日午後は講習室以外は使用可) ▶投票所となる小・中学校体育館など ▶市民体育館(11日・12日共に全日使用不可)

前回から変更になる投票所

第2投票区投票所は「まこと幼稚園」から「八千代台東小学校体育館」に変更になります。

ポスター掲示場を設置

ポスター掲示場を市内各所に設置します。ポスターがはがれていたり、掲示場が壊れていたりしているのを見つけたら選挙管理委員会まで連絡してください。なお、掲示場の前には駐車しないでください。

市民体育館で即日開票

開票は、4月12日(日)午後9時から市民体育館で行います。2階で参観できます。開票速報は、次の方法で行います。①開票所内の速報掲示板で午後10時から30分ごとに発表 ②市ホームページで午後10時15分から30分ごとに発表 ※電話での問い合わせは午後10時15分から最終確定30分後までに市役所 ☎483-1151へ

「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立したことを受け、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、27年4月1日よりスタートします。

新制度では、1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、2. 保育の量的拡大・確保、3. 地域の子ども・子育て支援の充実の3つを目標に、子ども・子育て支援施策に取り組んでいきます。



地域の子育て支援の充実を図ります

○子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の病気などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったお子さんについて、児童福祉施設などで宿泊を伴う一時預かりを実施します。

○利用者支援事業

幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援をスムーズに利用できるよう、情報提供や相談・助言、関係機関との連携調整などを行います。※この他にも、さまざまな事業を展開し、子ども・子育ての支援を行っていきます。

教育・保育における利用手続きについて

新制度に移行した幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業の利用を希望する場合は、市から保育の必要性などについて「認定」を受ける手続きが必要です。認定の区分は右上の表のとおりです。

※新制度に移行しない幼稚園の場合は、認定不要

※2号・3号認定は、就労証明書などにより利用時間が設定されます

・主にフルタイム勤務の人は、最長で11時間までの預かりの利用に対応(保育標準時間)

・主にパートタイム勤務の人は、最長で8時間までの預かりの利用に対応(保育短時間)

※地域型保育事業は、28年度実施に向けて準備を進めます

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定	認定こども園 幼稚園
	あり	2号認定	認定こども園 保育園
満3歳未満	あり	3号認定	認定こども園 保育園 地域型保育事業

保育料は所得に応じて決まります

新制度へ移行した保育園や認定こども園・幼稚園の保育料は、保護者の所得(市民税所得割課税額)に基づき決定します。

※年度途中で保育料が変更になります

・27年4月から8月の保育料は25年の所得に対する26年度市民税所得割課税額に基づき決定

・27年9月から28年3月の保育料は、26年の所得に対する27年度市民税所得割課税額に基づき決定

※保育料のほか、各園で、実費負担や特定負担などがかかる場合があります。また、新制度に移行しない幼稚園の保育料は従来どおり、各園が定めます

新しく八千代市子ども・子育て支援事業計画を策定

本計画は、国の「子ども・子育て支援法」「次世代育成支援対策推進法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と「市町村行動計画」を一体的に策定したものです。これまでの「八千代市次世代育成支援後期行動計画」で実現を目指してきた精神を継承し、「子どもの元気がみえるまち」を基本理念として掲げ、引き続き子どものための支援と環境づくりを展開していきます。

看護師等修学資金をお貸しします

看護師等修学に必要な資金を無利子で貸し付けます。原則返還が必要ですが、一定の条件を満たした場合は、貸付金の返還を猶予・免除します。

▼貸付対象 看護師等養成施設に在学し、将来市内で看護師等の業務に従事する意思のある人 ▼貸付額 大学、大学院、助産師学校：月5万円。看護師養成所または准看護師養成所：月3万円 ▼申し込み 申請書に必要な書類を添付し、5月1日(金)必着で〒276-18501市役所健康福祉課に直接提出。応募多数の場合は選考。申請用紙は同課窓口で配布、市HPからダウンロードもできます。詳しくは市HPまたは同課へ (健康福祉課)

4月1日(水)から住宅用省エネルギー設備等の設置費用一部補助申請の受け付けを開始

住宅用省エネルギー設備等をこれから設置し、28年2月29日(月)までに実績報告を提出できる人に費用の一部を補助します。申請の受け付けは先着順で、予算に達した時点で終了します。

▼対象設備/補助金額 ①太陽光発電設備/太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値1キロワットあたり2万円(上限7万円) ②家庭用燃料電池システム(エネファーム)/1設備あたり10万円 ③太陽熱利用システム/1設備あたり5万円 ▼申し込み 申請書類を市役所環境政策室に直接提出(代理申請可)。受け付けは祝日、年末年始を除く月曜日・金曜日の午前8時30分～午後5時。工事着工か建売住宅の引渡し日の14日前(土曜・日曜日・祝日、年末年始を除く)までに申請を(4月1日(水)申請の場合、4月21日(火)以降に工事着工が引渡し)。申請書類は同室窓口で配布、市HPからダウンロードもできます。書類などに不足や不備がある場合は受理できません (環境政策室)

募集 審議会・審査員の市民委員

本市の審議会などの委員を5つ以上兼ねていない人が対象です。書類選考を行い、結果は応募者本人に通知します。応募書類は非公開、返却しません。個人情報保護・管理に十分留意し、選考以外に使用しません。提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、委員就任後であっても委嘱を取り消すことがあります。

■地域包括支援センター運営協議会委員

地域包括支援センターの運営評価、運営委託の承認などを行います。▼資格 市内在住の40歳以上で、年3回程度の平日昼間の会議に出席できる人 ▼募集人数 2人 ▼任期 7月1日(水)から3年間 ▼報酬 会議1回につき7000円 ▼応募方法 5月1日(金)必着で、①住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・生年月日・電話番号・主な職歴と現在の職業・ボランティアや介護活動の経歴・応募理由を記入した、任意のA4用紙に、②「皆でつくる、年をとっても暮らしやすいまち」と題した800字程度の作文(様式自由)を添付し、〒276-1